

## 令和5年度 清須市成年後見支援センター事業計画

### 【令和5年度事業目標】

#### 1. 積極的な広報活動とネットワーク整備

成年後見制度や日常生活自立支援事業を始めとした権利擁護支援が必要な方に届くよう、積極的な広報活動と、ネットワークの整備を行う。

#### 2. 相談支援体制の整備

早期の段階から相談対応ができ、状況に応じて適切な支援に繋げることができるよう、相談支援体制の整備を図る。

判断力が低下した状況下でも本人の意向を尊重した支援ができるよう、意思決定支援を重視した相談支援体制の整備を図る。

### 【事業計画】

#### 1. 清須市成年後見支援センター開設準備

成年後見制度を始めとした権利擁護支援に関する相談に対応できる、清須市成年後見支援センターの開設準備を行う。

<具体的な業務内容>

- 清須市清洲総合福祉センター内に事務所機能を整備（4月～5月）
- 相談支援に必要な様式・備品類の整備（4～5月）
- 成年後見センター先進地への視察研修の実施（4～5月）

#### 2. 広報・啓発業務

潜在的な相談や、複合的な課題に埋もれていた権利侵害などが早期に発見され、相談窓口に繋がるよう、清須市成年後見支援センターの広報と、権利擁護支援に関する啓発を市民や関係者に行う。

<具体的な業務内容>

- 広報誌への掲載による清須市成年後見支援センター開設の案内実施（清須市広報、社協だより等）
- 清須市成年後見支援センターの広報用チラシの作成、配布（4～5月作成、6月以降配布）
- 民協、自立支援協議会等の関係機関・団体、事業所等への広報・啓発（6月以

降順次)

- ブロック社協、寿会等への出前講座による広報・啓発の実施（6月以降順次）
- 市民向けの啓発イベント（講演会）の実施（11月）

### **3. 成年後見制度に関する相談業務**

早期の段階から、成年後見制度を始めとした権利擁護支援に関する相談に対応でき、状況に応じて適切な支援に結び付けることができる相談支援体制の整備を図る。

<具体的な業務内容>

- 清須市清洲総合福祉センター内に事務所を開設し、来所・電話・訪問等の相談へ対応（随時）
- 清須市役所高齢福祉課、社会福祉課、清須市地域包括支援センター、障がい者サポートセンター清須等の関係機関との連携を通じた、対象者への早期アプローチの実施（随時）
- 職員の資質向上のための研修の実施（随時）

### **4. 成年後見制度利用促進業務**

成年後見制度の利用にメリットを感じ、必要なタイミングで適切な支援が受けられる体制の整備を図る。また、日常生活自立支援事業を始めとした権利擁護支援を既に受けている方に対し、状況の変化に応じて成年後見制度への移行が適切に行えるよう協議の場づくりを進める。

<具体的な業務内容>

- 支援検討会議による受任者調整等の実施（月1回程度）
- 家庭裁判所との連携（随時）
- 日常生活自立支援事業からの移行支援や、後見申し立てのタイミング等について協議の場づくりの推進（随時）

### **5. 後見人支援業務・不正防止効果**

親族後見人等の日常的な相談に応じると共に、後見人を含めたチームによる連携を強化することで、意思決定支援と身上保護を重視した後見活動の支援と、制度の理解不足からくる不正事案の防止を図る。

<具体的な業務内容>

- 親族後見人等への相談支援（随時）
- チーム会議による、意思決定支援を重視した後見活動の支援（随時）

○家庭裁判所との連携（随時）

## **6. その他**

センター職員は会議、研修会等へ参加し、市と情報共有を図るとともに、研修会へ参加し資質向上に努める。

<具体的な業務内容>

○市が主催する定例会・協議会等への出席（随時）

○職員の資質向上のための各種研修会への参加（随時）